

# 群馬県立伊勢崎高等学校 いじめ対応マニュアル

令和5年12月  
いじめ対策委員会

## 1 共通認識事項

- 事案対応はもちろん、未然防止や早期発見に向けた取組についても「学校いじめ対策組織」（本校ではいじめ対策委員会）として実施しているか。
- 全ての教職員が、いじめ事案及びいじめの疑いを把握した時点での報告・連絡体制を理解しているか。
- 疑いの事案であっても、「学校いじめ対策組織」（いじめ対策委員会）においていじめとして認知し、事実確認義務を果たしているか。
- 関係保護者に対しては、速やかに情報共有を図り、意向を確認した上で、学校の方針等を丁寧に説明しているか。
- いじめを受けた生徒及びその保護者には「支援」、いじめを行った生徒には「指導」、いじめを行った生徒の保護者には「助言」という姿勢であるか。
- 校内研修など、いじめに関する教職員の意識や知見を高めるための取組を計画的かつ定期的実施しているか。

## 2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応

情報のキャッチ

### ① 教職員が、「いじめ」又は「いじめの兆候」を把握する。

- 生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- 生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。



### ② 把握した教職員は、速やかに、いじめ対策委員会へ報告する。（報告義務）

- 放課後や週休日等であっても、管理職や生徒指導主事等へ報告する。

一次対応（初期対応）

### ③ いじめ対策委員会は、事実関係を明らかにするため、速やかに関係生徒への聞き取り等の調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

- 生徒・保護者の理解や意向を踏まえて、調査等を行うよう努める。
- 調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- 「いじめ防止対策推進法」第28条（P.2参照）に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、県教育委員会担当課へ報告する。



### ④ いじめ対策委員会は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- 生徒・保護者の意向を踏まえて、方針を決定する。
- 生徒の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等と連携して対応する。
- SNS等が介在する事案等については、全校生徒への指導についても検討する。

二次対応  
(短期対応)

⑤ いじめ対策委員会は、関係生徒及びその保護者へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

○保護者の理解を得ながら、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。



⑥ いじめ対策委員会は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

○いじめを受けた生徒への心のケアやいじめを行った生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。

○特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

三次対応  
(長期対応)

⑦ いじめ対策委員会は、関係生徒の経過を観察し、関係生徒の保護者等へ、適宜、経過等について説明する。

○保護者の理解を得ながら、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。



⑧ いじめ対策委員会は、関係生徒の経過を観察し、保護者と連携しながら、いじめ解消の判断をする。

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。

○終結後も、引き続き関係生徒を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡する。

### 3 いじめに関する法律（いじめ防止対策推進法）

#### いじめの認知（第2条）

この法律において「いじめ」とは、①児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等②当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が④心身の苦痛を感じているものをいう。

※①～④の項目に該当する場合はいじめとして認知する。

#### 重大事態（第28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大事態になりそうな場合は教育委員会に速やかに報告する。